



宮 崎 県 公 報

平成27年2月5日(木曜日) 第2664号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在	

地の変更…………… (国保・援護課) 1	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 2	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 3	
企業局企業管理規程	
○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4	

告 示

宮崎県告示第80号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。
平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
黒木病院	延岡市北小路14-1

2 救急病院等の認定の有効期間
平成27年2月1日から平成30年1月31日まで

宮崎県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヨコヤマ デンタル オフィス	小林市堤2280-2	平成27年1月16日

宮崎県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。
平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人中山耳鼻 咽喉科医院	都城市妻ヶ丘町15街区 3号	平成26年9月30日

宮崎県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。
平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
櫻田 まつみ (桜田治療院)	小林市細野2260-13	平成26年7月1日

宮崎県告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。
平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
國方 昭弘 (くにかた整骨院)	延岡市大門町 181番地 1

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市西階町 1-24 48	延岡市大門町 181- 1	平成26年 2 月10日

宮崎県告示第85号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字椎谷己89-13
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第86号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町2637- 1、2637- 152
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第87号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市吉之元町4731-23、4731-28から4731-38まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	丸山川 1	11- 441- 2 - 017	土 石 流
	丸山川 2	11- 441- 2 - 018	土 石 流
	奥鶴 - 1	II - 1 - 7949	急傾斜地の崩壊
	奥鶴 - 1 - 新①	II - 1 - 7949 - 新①	急傾斜地の崩壊
	奥鶴 - 1 - 新②	II - 1 - 7949 - 新②	急傾斜地の崩壊
	奥鶴 - 1 - 新③	II - 1 - 7949 - 新③	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 1 - 新④	II - 1 - 7949 - 新④	急傾斜地の崩壊	

奥鶴 - 3	Ⅱ - 1 - 7951	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 7951 - 新①	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 3 - 新②	Ⅱ - 1 - 7951 - 新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第89号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	大王川 2	05 - 205 - 1 - 002	土 石 流
	南ヶ丘	05 - 205 - 1 - 003	土 石 流
	大王 1	05 - 205 - 1 - 004	土 石 流
	大王 2	05 - 205 - 1 - 005	土 石 流
	大王川 1	05 - 205 - 1 - 006	土 石 流
	東角内谷川	05 - 362 - 1 - 014	土 石 流
	東角内川	05 - 362 - 1 - 015	土 石 流
	片地谷川	05 - 363 - 1 - 018	土 石 流
	天神谷川	05 - 363 - 2 - 065	土 石 流
	城 山	I - 1 - 0751	急傾斜地の崩壊
	下ノ馬場 - 1	I - 1 - 3294	急傾斜地の崩壊
	向江馬場 - 1	Ⅱ - 1 - 5315	急傾斜地の崩壊
	下ノ馬場 - 2	Ⅱ - 1 - 5361	急傾斜地の崩壊
	向江馬場 -	Ⅱ - 1 - 5315 - 新①	急傾斜地の崩壊

1 - 新①			
向江馬場 - 1 - 新②	Ⅱ - 1 - 5315 - 新②	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新③	Ⅱ - 1 - 5315 - 新③	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新④	Ⅱ - 1 - 5315 - 新④	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 2	Ⅱ - 1 - 5385	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5385 - 新①	急傾斜地の崩壊	
佐 土 原	Ⅱ - 1 - 5523	急傾斜地の崩壊	
大沢津 - 1	Ⅱ - 1 - 5525	急傾斜地の崩壊	
黒園原 - 2	Ⅱ - 1 - 5550	急傾斜地の崩壊	
片地 - 2	Ⅱ - 1 - 5663	急傾斜地の崩壊	
片地 - 3	Ⅱ - 1 - 5664	急傾斜地の崩壊	
片地 - 4	Ⅱ - 1 - 5710	急傾斜地の崩壊	
えびの市	向 江 原	Ⅱ - 1 - 5413	急傾斜地の崩壊
高原町	入 木 1	05 - 361 - 1 - 002	土 石 流
	入 木 2	05 - 361 - 1 - 003	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	丸山川 1	11 - 441 - 2 - 017	土 石 流
	丸山川 2	11 - 441 - 2 - 018	土 石 流

奥鶴 - 1	II - 1 - 7949	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 1 - 新①	II - 1 - 7949 - 新①	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 1 - 新②	II - 1 - 7949 - 新②	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 1 - 新③	II - 1 - 7949 - 新③	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 1 - 新④	II - 1 - 7949 - 新④	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 3	II - 1 - 7951	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 3 - 新①	II - 1 - 7951 - 新①	急傾斜地の崩壊
奥鶴 - 3 - 新②	II - 1 - 7951 - 新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	大王川2	05-205-1-002	土石流
	南ヶ丘	05-205-1-003	土石流
	大王2	05-205-1-005	土石流
	大王川1	05-205-1-006	土石流
	片地谷川	05-363-1-018	土石流

城山	I - 1 - 0751	急傾斜地の崩壊	
下ノ馬場 - 1	I - 1 - 3294	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1	II - 1 - 5315	急傾斜地の崩壊	
下ノ馬場 - 2	II - 1 - 5361	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新①	II - 1 - 5315 - 新①	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新②	II - 1 - 5315 - 新②	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新③	II - 1 - 5315 - 新③	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 1 - 新④	II - 1 - 5315 - 新④	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 2	II - 1 - 5385	急傾斜地の崩壊	
向江馬場 - 2 - 新①	II - 1 - 5385 - 新①	急傾斜地の崩壊	
佐土原	II - 1 - 5523	急傾斜地の崩壊	
大沢津 - 1	II - 1 - 5525	急傾斜地の崩壊	
黒園原 - 2	II - 1 - 5550	急傾斜地の崩壊	
片地 - 2	II - 1 - 5663	急傾斜地の崩壊	
片地 - 3	II - 1 - 5664	急傾斜地の崩壊	
片地 - 4	II - 1 - 5710	急傾斜地の崩壊	
えびの市	向江原	II - 1 - 5413	急傾斜地の崩壊
高原町	入木 1	05 - 361 - 1 - 002	土石流
	入木 2	05 - 361 - 1 - 003	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

企業局企業管理規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年2月5日

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する企業管理規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年企業局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する調達契約をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 6 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格の公示等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 管理者は、前項に規定する審査を行ったときは、第 1 項に規定する資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第 4 条 特定調達契約につき一般競争入札に付しようとするときは、会計規程第 109 条の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前）に、県公報により公告しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般競争入札の公告事項)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の規定による公告は、会計規程第 110 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(指名競争入札の入札者への通知)</p> <p>第 7 条 特定調達契約につき指名競争入札の入札者を指名したときは、会計規程第 124 条の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により公示を行わなければならない事項（会計規程第 110 条第 2 号に掲げる事項及び前条第 2 項に規定する要件を除く。）を入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24 日前）に入札者に通知しなければならない。この場合において、緊急や</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 調達契約 特例政令第 2 条第 4 号に規定する調達契約をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格の公示等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 会計規程第 108 条第 1 項又は第 121 条第 1 項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 管理者は、前項の審査の結果資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 管理者は、第 3 項に規定する審査を行ったときは、第 1 項に規定する資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第 4 条 特定調達契約につき一般競争入札に付しようとするときは、会計規程第 109 条の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行うこととした一般競争入札については、24 日前）に、県公報により公告しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般競争入札の公告事項)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の規定による公告は、会計規程第 110 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</u></p> <p><u>(3)～(5) [略]</u></p> <p>(指名競争入札の入札者への通知)</p> <p>第 7 条 特定調達契約につき指名競争入札の入札者を指名したときは、会計規程第 124 条の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により公示を行わなければならない事項（会計規程第 110 条第 2 号に掲げる事項及び前条第 2 項に規定する要件を除く。）を入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行うこととした指名競争入札については、</p>

むを得ない理由があるときは、その期間を10日前までに短縮することができる。

(入札説明書の記載事項)

第11条 特例政令第8条に規定する規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条又は第6条第2項の規定により公告又は公示を行わなければならない事項(第5条第2号に掲げる事項を除く。)
- (2)～(5) [略]

(6) [略]

(記録の作成及び保管)

第15条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定調達契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

24日前)に入札者に通知しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を10日前までに短縮することができる。

(入札説明書の記載事項)

第11条 特例政令第8条に規定する規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条又は第6条第2項の規定により公告又は公示を行わなければならない事項(第5条第3号に掲げる事項を除く。)
- (2)～(5) [略]

(6) 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) [略]

(記録の作成及び保管)

第15条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定調達契約の内容等必要な記録を作成し、少なくとも3年間保管するものとする。電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合も、同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この企業管理規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この企業管理規程による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この企業管理規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。